

(監査委員事務局：監査結果に関する公表（臨時監査）)

監査委員公表第696号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年11月29日

大分県監査委員	長谷尾	雅通
大分県監査委員	長野	恭子
大分県監査委員	駕海	豊
大分県監査委員	戸高	賢史

第1 監査の概要

1 監査の対象

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、令和4年4月12日から8月19日までの期間において実施した。

	監査対象機関数
知事部局	7
教育庁及び教育機関	13
警察本部	3
合計	23

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

旅費、その他需用費等の事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した23機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり1機関において、1件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

なし

2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(教育庁及び教育機関)	
国東高等学校	寮生活で使用するトイレトーパーや洗濯用洗剤などの物品購入について、保護者から集金して学校取扱金から支出すべきものを、公費で支出していた事例が認められた。

3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局)	
東部振興局日出水利耕地事務所	令和4年4月12日
東部保健所	令和4年5月26日
東部保健所国東保健部	令和4年5月26日
中部保健所	令和4年6月3日
消防学校	令和4年4月26日
佐伯高等技術専門学校	令和4年4月19日
農業大学校	令和4年6月28日
(教育庁及び教育機関)	
中津教育事務所	令和4年4月12日
先哲史料館	令和4年8月18日
国東高等学校	令和4年4月20日
杵築高等学校	令和4年4月21日
別府翔青高等学校	令和4年6月10日
臼杵高等学校	令和4年4月20日
海洋科学高等学校	令和4年4月21日
津久見高等学校	令和4年4月22日
日田三隈高等学校	令和4年4月13日
日田林工高等学校	令和4年4月14日
中津南高等学校	令和4年4月26日
宇佐産業科学高等学校	令和4年4月13日

大分豊府中学校	令和4年4月15日
(警察本部)	
別府警察署	令和4年8月9日
杵築日出警察署	令和4年8月19日
中津警察署	令和4年4月19日